

合意単価

令和7年7月8日に締結した伊与谷林業専用道新設工事における契約に用いる単価または金額（契約単位が一式の項目については単価ではなく金額）については、別添単価表のとおり。

単価合意書締結日：令和7年8月18日

合意単価表

工事名 伊与谷林業専用道新設工事

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
林道開設・改良		式	1.0		6,423,000
林道土工		式	1.0		2,783,000
掘削工		式	1.0		644,926
掘削(土砂)A	機械施工(対策型)、礫質土	m3	496.0	724	359,104
掘削(土砂)B	機械施工(対策型)、軟岩I(A)	m3	3.0	970	2,910
掘削(岩石)	機械施工(対策型)、軟岩I(B)	m3	168.0	1,684	282,912
盛土工		式	1.0		1,371,684
盛土(流用土)A	機械施工(対策型)、1種盛土	m3	106.0	2,344	248,464
盛土(流用土)B	機械施工(対策型)、運搬距離=10m、3種盛土	m3	26.0	2,562	66,612
盛土(発生土)	機械施工(対策型)、運搬距離=250m、3種残土	m3	356.0	2,968	1,056,608
路面工		式	1.0		220,783
路盤	機械施工(対策型)、RC-40、敷厚=0.1m	m2	270.9	815	220,783
作業土工		式	1.0		278,191
床掘りA	機械施工(対策型)、礫質土	m3	207.0	332	68,724
床掘りB	機械施工(対策型)、軟岩I(B)	m3	57.0	2,867	163,419
埋戻し	機械施工(対策型)	m3	16.0	2,878	46,048
法面整形工		式	1.0		268,042
法面整形(切土部)A	機械施工(対策型)、礫質土	m2	261.6	569	148,850
法面整形(切土部)B	機械施工(対策型)、軟岩I(A)	m2	1.6	827	1,323
法面整形(盛土部)	機械施工(対策型)、礫質土	m2	296.9	397	117,869
擁壁工		式	1.0		3,473,000
補強土壁工	L=54.0m、A=172.2m ²	式	1.0		3,473,295
壁面上端処理	人力施工	m	54.0	295	15,930
壁面材組立・設置	人力施工	m2	172.2	1,314	226,270
中詰材敷均・締固	機械施工(対策型)	m3	334.0	1,812	605,208
水平排水材設置工	B=300mm、t=10mm	m	104.0	74	7,696
土中集排水管	有孔管、φ150mm	m	58.0	5,971	346,318
排出管	無孔管、φ200mm	m	4.0	3,255	13,020
6号補強土壁部材		式	1.0		883,971
7号補強土壁部材		式	1.0		1,374,882
排水構造物工		式	1.0		167,000
簡易排水工		式	1.0		98,142
木製路面排水	機械施工(対策型)、Aタイプ	m	11.0	8,922	98,142
流末処理工		式	1.0		68,976
ふとんかご	#8、網目13cm 0.5×1.2 中詰=割栗石(購入)、スロープ式	m	4.0	17,244	68,976
仮設工		式	1.0		1,020,000
仮設工		式	1.0		1,020,000
作業土工		式	1.0		59,160
現道補修工	機械施工(対策型)、W=3.0m	m	1,160.0	51	59,160
伐開工		式	1.0		777,297
支障木伐採・運搬	伐倒・枝払・玉切・運搬、運搬距離=1530m	式	1.0		777,297
産廃処理		式	1.0		183,872
産業廃棄物処分経費(木くず)		m3	13.0	6,469	84,097
産業廃棄物運搬経費(木くず)	運搬距離=11.4km	m3	13.0	7,675	99,775
直接工事費		式	1.0		7,443,000
共通仮設費計		式	1.0		1,168,986
共通仮設費(率計上)		式	1.0		1,168,986
純工事費		式	1.0		8,611,986
現場管理費		式	1.0		3,066,163
工事原価		式	1.0		11,678,149
一般管理費等		式	1.0		2,522,000
一般管理費等計		式	1.0		2,522,000
工事価格		式	1.0		14,200,000
消費税相当額		式	1.0		1,420,000
請負金額		式	1.0		15,620,000

なお、本単価表に記載のない工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費及び本単価表に記載のない細別(レベル4)が追加された場合の共通仮設費(積上げ分)については、変更時の価格を基礎として協議する。